

大阪公立大学の教員の任期に関する規程

制 定 令和4.3.31 規程 357

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第2項及び公立大学法人大阪教職員就業規則第4条第3項の規定に基づき、大阪公立大学の教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(教員組織、教育研究組織等及び補職等)

第2条 法第4条第1項第1号及び第2号の規定により任期を定めて公立大学法人大阪教職員就業規則に基づき雇用され大阪公立大学で勤務する教員に係る教員組織及び教育研究組織等の名称、対象となる職、任期及び再任の可否については、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期を定めて雇用する教員に、過去に法人との間で締結された有期労働契約の契約期間(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第2項及び法第7条第2項に規定する期間を除く。)があった場合、当該教員の任期は、その契約期間を含め、通算して10年を超えることはできないものとする。

(任命される者の同意)

第3条 任期を定めて教員を雇用する場合には、同意書により、当該雇用される者の同意を得るものとする。

(任期の延長)

第4条 第2条第1項にて任期を定めて雇用する教員が、別表第1に定める任期の期間内において、次の各号の一に掲げる休業等をした場合の任期は、別表第1に定める任期の期間に、別表第2右欄に掲げる年数を加えた期間に延長することができる。ただし、当該教員が任期の延長を希望しない場合はこの限りでない。

- (1) 育児休業(公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程(以下「育児・介護休業等規程」という。)第4条に規定するものをいう。)
- (2) 介護休業(育児・介護休業等規程第11条に規定するものをいう。)
- (3) 産前産後休暇(公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第27条第1項に規定する特別休暇のうち、同項の第12号及び第13号に定める事由によるものをいう。)

2 前項の規定による延長後の任期は、第2条第2項の期間を超えることはできないものとする。

(公表)

第5条 法人は、この規程を定め、又は改正したときは、これを公表するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(大阪府立大学教員の任期に関する規程等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 大阪府立大学教員の任期に関する規程（平成31年規程第82号）

(2) 大阪市立大学教員の任期に関する規程（平成31年規程第202号）

(経過措置)

3 令和4年3月31日以前に任期を定めて雇用された大阪府立大学又は大阪市立大学の教員の任期等については、当該雇用開始時点の大阪府立大学教員の任期に関する規程又は大阪市立大学教員の任期に関する規程の定めによる。

別表第1（第2条第1項関係）

教員組織の名称	教育研究組織等の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
全研究院	現代システム科学域 全学部 全研究科 国際基幹教育機構 研究推進機構	准教授 講師 助教 (テニ ュアト ラック 制)	5年	再任を妨げない。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は、3年とする。	法第4条第1項第1号
全研究院	現代システム科学域 全学部 全研究科 国際基幹教育機構 研究推進機構	助教	5年	再任を妨げない。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は、5年とする。	法第4条第1項第2号

別表第2（第4条第1項関係）

休業等期間	年数
休業等期間が3月以上9月未満の場合	0.5年
休業等期間が9月以上1年3月未満の場合	1年
休業等期間が1年3月以上1年9月未満の場合	1.5年
休業等期間が1年9月以上2年3月未満の場合	2年
休業等期間が2年3月以上2年9月未満の場合	2.5年

休業等期間が2年9月以上の場合	3年
-----------------	----